

第 1 章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ・性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 基本的な考え方

第 1 章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨

香川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、香川県環境基本条例に定める次の基本理念のもと、同条例第 9 条に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

【基本理念】

- 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

本県では、平成 9 年に環境基本計画を策定し、その後の環境をめぐる社会経済情勢の変化を受け、平成 13 年 7 月、平成 18 年 3 月、平成 23 年 10 月に見直しを行い、環境保全の取組みを推進してきました。

この間、人口の減少、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展など、社会経済情勢の変化等により、本県を取り巻く環境は大きく変化し、地球温暖化対策、廃棄物の適正処理、有害鳥獣対策、生物多様性の保全など、本県の環境に関する課題は広域化、多様化してきています。こうした課題に的確に対応するためには、既存施策の充実を図るとともに、新たな施策を講じる必要があります。

また、これらの課題への対応に当たっては、県民、事業者、民間団体、行政の各主体が一体となって、取り組む必要があります。

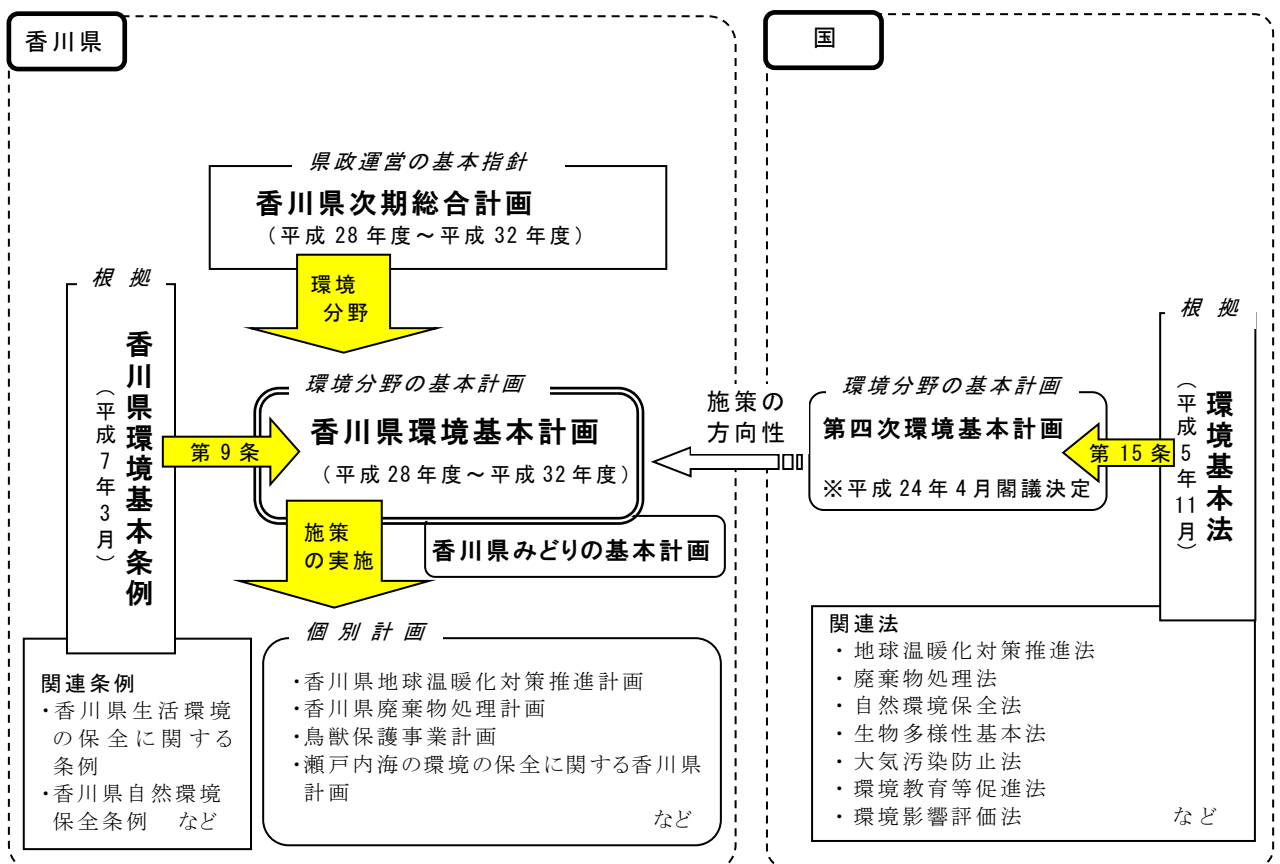
こうしたことから、本県の環境の特性を考慮しつつ、より良い環境と社会経済の実現をめざした環境の保全に関する施策展開の全体像を県民に示し、あらゆる主体の参加のもとで豊かで美しい香川づくりを進めていくため、新たな環境基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ・性格

環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的な役割を担う計画であり、本県の環境の保全に関する「長期的な目標」を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間に展開する「施策の大綱（基本的事項）」を示しています。

- (1) 県政運営の基本指針である「香川県次期総合計画」の環境の分野別計画として、同プランが示す政策の基本的な方向に沿って、策定・推進します。
- (2) 環境基本計画は、本県の環境政策を推進する基本的な計画であることから、県の環境に関する個別計画等は、環境基本計画が示す方向に沿って策定・推進します。
- (3) 環境基本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等の推進に関する行動計画として、また、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

香川県環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

4 計画の対象範囲

環境基本計画が対象とする範囲は、香川県環境基本条例第 8 条に定める施策の基本方針に基づき、地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野の 4 つの分野で、それぞれ次の項目について取り扱うこととします。

また、森林や身近な緑などの自然環境については、香川県みどりの基本計画で取り扱うこととします。

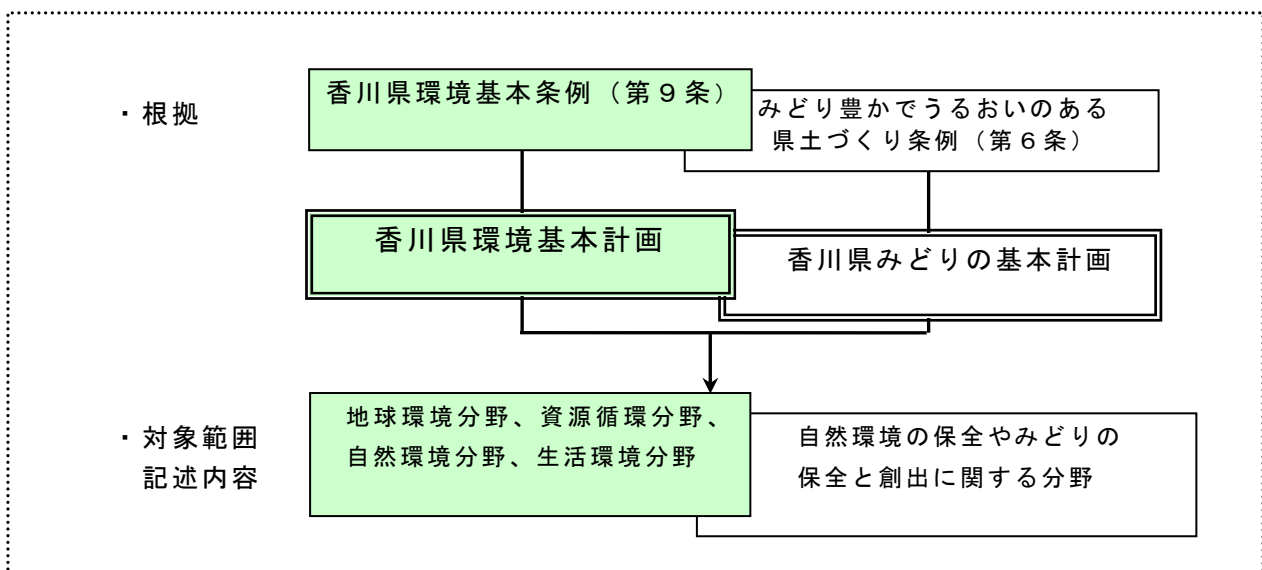
【環境基本計画が対象とする範囲】

地球環境分野	地球温暖化
資源循環分野	廃棄物、水循環等
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、農地等
生活環境分野	大気環境、水環境、土壌・地盤環境、騒音、振動、悪臭、化学物質、身近な水辺地、都市公園、景観、歴史的文化遺産等

【参考】

「香川県みどりの基本計画」の位置づけ

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年 4 月 1 日施行）に規定する緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出等に関する分野における基本的な計画に位置づけています。



5 基本的な考え方

本県には、瀬戸内海をはじめ、里地・里山など、豊かで美しい自然があります。また、その自然とも相俟って住みやすい快適な生活環境があります。

こうした本県独自の環境を守り育てていくことは、行政だけでできることではなく、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組む必要があります。

そのための基本となるのが環境教育・環境学習の推進をはじめとする人づくりです。

基礎的な環境教育・環境学習により、県民一人ひとりの環境保全意識の高揚を図るとともに、様々な分野で環境を守り育てていくための専門的な人材の育成も必要となっています。

こうしたことから、環境を守り育てていくための人づくりに重点的に取り組み、各分野の施策の一層の推進を図ります。

また、環境の保全を図るため、行政と県民をはじめ地域等が一体となって取り組むことは地域づくりの観点からも重要です。平成 25 年度から行っている「里海づくり」は地域づくりの取り組みでもあります。

環境保全を進めることそのものが地域づくりですが、それを県民等と連携して行うことが実効性を高めることにつながります。今後、各分野の基本目標の達成に向け、地域づくりの観点も十分に考えながら、施策を推進していきます。

